

# 農業委員会総会議事録

(令和7年6月9日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年6月9日（月）午後3時00分

場所 熊本市中央区二の丸1番1-2号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員（上記24名中3名が欠席）

12番 森山 哲也	13番 林田 智博	14番 谷口 憲治
-----------	-----------	-----------

午後 3時00分 開会

事務局

ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、議席番号12番の森山委員と13番の林田委員と14番の谷口委員については、事前に欠席の届出がっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中21名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、田植えの時期でもあり、大変お忙しいと思います。今後とも梅雨入りし、大雨と台風のシーズンになってまいります。最近は想定外の災害が起こりますので、日頃からの備えを十分に行ってまいりましょう。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の

令和6年度の事業報告と、令和7年度の事業計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、8番の徳永芳也委員と9番の東哲治委員を、書記に事務局の横川智主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、令和7年度事業計画（案）についてまでの8件でございます。

議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の修正はございません。

議長 議案書の修正はないということでございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請31件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、トマト、ナス、キュウリなどを露地で栽培される会社役員兼農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

2番は、13番と14番と関連で、水稻、麦、タマネギを栽培される農地所有適格化法人が経営拡張するための所有権移転の申請です。2番の申請地にはタマネギを作付する計画です。

3番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は農畜産業を営む農地所有適格法人で、申請地には牧草を作付される計画です。

4番と5番は関連で、経営拡張するための所有権移転の申請です。譲受人はピーマンを栽培される専業農家で、4番の申請地にはピーマン、5番の申請地にはダイコン、ハクサイ、カンショなどの露地野菜

を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカのほか、ダイコン、ジャガイモなどの露地野菜を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は酪農を営む法人の役員で、申請地では飼料用トウモロコシを作付される計画です。

8番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、会社を定年退職後3年間、米、麦、大豆等を作付する農事組合法人で農業に従事した経験がありますが、今年の4月から農業大学校社会人自然農法コースを受講中です。申請地には、露地で夏野菜、冬野菜としてナス、オクラ、インゲン等の数十種類の野菜を作付し、農業技術は農業大学校の卒業生や学校から支援を受ける予定とのことです。

生産物の販売は、熊本東部エリアの直売所やネット販売を計画しているとのことです。先日の地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行い、農地の権利取得については問題ないものと判断いたしました。

9番は、譲受人が利害関係者として、申請地の所有者不明農地に対し裁判所に申立てを行い、裁判所が特定不能土地等管理者を選任し、農地法第3条の許可を得て所有権移転されるものです。譲受人は赤牛を肥育される畜産農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上9件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。ただいま1番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

10番から12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告い

たします。

10番は、後継者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま10番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

#### 22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告させていただきます。

13番と14番は2番と関連で、水稻、麦、タマネギを栽培する農地所有適格法人が、経営拡張のための所有権移転の申請です。許可後、申請地には水稻を作付する計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、15番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

16番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗、露地野菜を作付されており、許可後は栗を栽培される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

18番について、地区委員会での協議をご報告いたします。

18番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人はミカン、梅、ユズ、デコポンを栽培する専業農家で、許可後は申請地に梅を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
次は、19番。

19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

19番から31番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は会社員で農業経験はありませんが、許可後は知人の協力を得ながら、自家消費用として栗、梅のほかダイコン、ネギなど露地野菜を作付される計画です。

20番から23番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は柿、栗を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。

24番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗を栽培される兼業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

25番につきましても、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗などを栽培される兼業農家で、申請地には栗、ブルーベリーを作付される計画です。

26番は、独立就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人は、これまで同居の母親と一緒に水稻やスイカ、ナスを栽培されております。今回、独立就農のため申請されたもので、許可後、申請地では現在利用しておられるビニールハウスでスイカ、ナスを作付される計画です。

27番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は栗、水稻を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、申請地にも水稻を作付される計画です。

29番は、おじへ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人はサトイモ、ジャガイモを栽培される専業農家で、申請地では自家消費用として梅、柿を作付される計画です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は飼料用稲WCSを栽培される専業農家で、申請地には飼料作物を作付される計画です。

31番は、第三者へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、栗、梨を栽培される兼業農家で、申請地には栗を作付される計画です。

以上13件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま19番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひします。

#### 1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人が駐車場へ転用する許可申請です。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するものと判断しました。

また、代替地についても検討されておりますが、孫が代表を努める近隣のフットサル場及びフィットネスジムの利用者の駐車場として整備するとのことです。

土地利用計画は、申請地に車68台分と通路を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。工事期間は令和7年7月1日から令和8年6月30日までの予定で、開発許可は不要で、駐車場整備に伴う駐車場入口の盛土は盛土規制法の制限の範囲内であることを事業者を確認しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、個人が個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの公益施設がある第3種農地と判断されます。

申請人が現在居住する住宅は、自営業の業務部門を併設しており、住まいが手狭となり、生家に近く安心して暮らせる区域に生活拠点を移したいとのことで、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、申請地に平屋建て個人住宅1棟及び駐車場3台分を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。工事期間は令和7年7月20日から令和8年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可事前審査申出済みとのことです。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

#### 11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、共同住宅への転用許可申請です。農地区分は、上水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置し、申請地からおおむね500m以内に中学校、内科医院があることから、第3種農地と判断します。

土地利用計画は、転用面積923㎡に木造2階建ての共同住宅2棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認致しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

#### 22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、農業用倉庫及び農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「農業の振興に資する施設の用に供するために行われるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,103㎡に農業用倉庫1棟、パイプ置場、パレット置場、ビニール置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。開発許可は不要で、工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願い

願いいたします。

議長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請19件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

#### 1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、建設業等を営む法人が敷地拡張のための所有権を移転する転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。申請地の西側に既存の資材置場がありますが、事業規模の拡大に伴い資材置場が不足するため、申請地を選定されました。

土地利用計画は、建設作業車用駐車場のほか、砂、砂利、土などの建設資材置場として整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発許可は不要ですが、工事期間は許可後から令和7年11月29日までの見込みで、敷地の盛土については、盛土規制法の制限の範囲内であることを事業者を確認しております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

また、計画地の付近には熊本県民総合運動公園やその他公共的施設があり、主要道路より近く、上下水道の公共施設整備が充実し、住宅建設の需要が望まれる利便性のよいことから、選定されております。代替地の検討もされておりますが、交渉が整わず、申請地を選定され

たものです。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積4,944.95㎡、総転用面積4,301㎡を建築条件付売買予定地13区画、公衆用道路、公園、防火水槽、ごみ置場を設置する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可事前審査申出済みとのことです。工事期間は令和7年7月1日から令和10年8月31日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、不動産業を営む法人が所有権を移転し、資材置場と公衆用道路へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

現在は申請人が所有する資材置場がなく、現場に建設車両等を置いている状態で、トラック置場や建築資材置場が必要とのことです。申請地は主要道路に近く、利便性の良い土地で、付近で代替地を探されましたが、取得ができず、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、トラックや建設車両置場のほか、砕石砂利、二次製品置場及び通路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年7月20日から令和8年12月28日までの予定で、開発許可は不要ですが、盛土規制法の制限の範囲内で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認いたしております。また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、建設業を営む個人が所有権を移転し、建設会社のトラック置場へ転用する許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するもので、申請人が同一集落に居住し、自己が経営する事業に使用すると判断いたしました。

土地利用計画は、ダンプトラック6台分の駐車スペースと車両の転回広場として使用する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年6月20日から令和7年7月1日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可、盛土規制法については、開発指導課へ不要な旨を事業者において確認

したとのことです。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されま  
す。しかしながら、申請地は以前から農地として管理されてこなかったため、顛末書を提出されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立  
地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協  
議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番から4番までについて地元委員よりご報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。  
上田委員。

#### 24番 上田隆幸委員

3番の件ですけれども、先日の地区委員会で協議をなされたことと  
思いますけれども、ちょっと質問させていただきます。譲受人に関し  
てですけれども、譲受人の業務上にちょっと疑念が生じておりますの  
で、質問させていただきます。

他地区でも開発行為を行っておられると思いますけれども、他地区で  
の業務上の進捗状況も含めてご報告というか、お願いしたいと思いま  
す。

事務局 まず、事務局におきましては、進捗状況につきましては令和4年度、  
5年度からの許可済みにつきましては、進捗状況が提出されていない  
ところにつきましては、督促状を発送している状況でございます。

今回、この申請に対しましては中東部地区の案件で小山4丁目の建  
売住宅という、これは令和4年1月4日に許可したのですが、これ  
について進捗状況の報告がなされておりましたので、この件に  
ついては、あとほかの許可案件についても、進捗状況については提出  
をしてくださいということで、窓口で指導をしております。

このうちの中東部地区の案件の小山4丁目につきましては、令和4  
年6月17日に工事は完了しているというところで、この分についま  
しては開発行為に関する工事の検査済書と、全地区建てられたという  
ところの写真を添えられて、令和7年5月29日に提出があつている  
ところでございます。

ほかの案件につきましては、すいません、今手元にはございません  
が、窓口では進捗状況については提出するように指導をしているとこ  
ろでございます。地区委員会のほうにつきましては、その旨説明させ

ていただいたところでございます。

議 長 それでよろしゅうございますかね。

2 4 番 上田隆幸委員

はい、ありがとうございます。

1 番 西富大二郎委員

補足ですが、私のほうでこの社長のほうに直接指導というか、ほかの地区でもいろいろトラブルがあるので、次からはちゃんとせんといかんばいということは伝えておりますので、今後は、今までも進捗状況を自分のほうで確認するというようなことは、そこまではいってなかったみたいなので、今後はするような、ちゃんと出せよと言って強く指導しております。

議 長 この方、譲受人ですけれども、非常に他地区でも目に余る行為があるそうでございます。特にひどい状況なのでございますので、その点は極力目をつけて、地区委員会でもご指導をお願いいたしたいと思っております。

事務局 一応私のほうからも、この業者にもかかわらず、全ての部分について進捗状況の確認を行うような取扱いもしておりますので、引き続き督促状なり現地の確認という形で進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 よろしく願いいたします。ただいま1番から4番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんかというところで質問がありましたので、異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでよろしゅうございますか。

一 同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。では、申請どおり許可することに決定いたします。なお、2番については総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することいたします。

続きまして、5番、説明お願いいたします。

## 6番 葭村誠一委員

6番委員、葭村です。

5番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、不動産売買業を営む法人が、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積779㎡に建築条件付売買予定地、2区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和8年3月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認致しております。

6番は、児童福祉法に基づく障害児通所事業を営む法人が、賃借権の設定による障害児通所支援事業所の通路及び倉庫、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の土地収用法第3条第23号の「社会福祉法による第2種社会福祉事業の用に供する施設」に該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかになかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積528.33㎡を障害児通所支援事業所として利用し、うち転用面積168㎡は、倉庫及び通路、並びに駐車場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1項第2号に該当し、許可の見込みがあることを確認しております。なお、申請地は昭和45年から倉庫、通路として利用しており、今回の許可申請に際して、今後、農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

7番は、個人が、所有権を取得して、敷地拡張に伴う通路へ転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「既存施設の拡張で、既存面積の2分の1を超えないもの」に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、既存施設面積331㎡で、今回の申請面積が21㎡の通路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規制対象外であることを確認しております。資金計画、排水計画、被害防除については問題ありません。工事期間は、許可日から令和7年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番と9番は関連で、使用貸借権の設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積291㎡に木造2階建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中です。工事期間は、令和8年7月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、10番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、電気工事業を営む法人が、所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,620㎡に資材置場及び車両置場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年11月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は農地転用の申請を行わず、無断にて平成10年頃より建物の敷地として利用してきたことが判明しました。これまで無断で利用してきたことについて、深く反省している旨の始末書が添付されております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

11番～12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、建設工事共同企業体が賃借権を設定し、天明中学校の建替え工事に伴い、大型トラックが安全に通行可能となるよう、搬入路

拡張のために、通路へ一時転用する許可申請です。農地区分は、10 ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、申請目的を達成する上で申請地を供することが必要であると認められるもの」に該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積1,959㎡のうち、391.45㎡を通路として整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和7年7月8日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

また、一時転用期間は令和9年3月31日までの予定で、一時転用期間満了後は、農地に復元する旨の確約書が提出されております。

12番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10 ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積982㎡に建築条件付売買予定地4区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書待ちとなっております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま11番、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、13番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

13番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、個人が使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用するための申請です。農地区分は、市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅及び事業用の施設が連坦する区域に近接する10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積360.16㎡を2階建て個人住宅1棟及び道路後退部分として整備される計画で、適当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への影響ともに問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和8年3月22日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 ただいま13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、14番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

14番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

14番は、個人が所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討をされましたが、ほかに条件が合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積495.59㎡に木造2階建て1棟の計画で、妥当な面積と判断をされます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書の写しの添付がされております。工事期間は、令和7年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地は既に埋立てをされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

15番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討をされましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま14番、15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、16番。

19番 上村悦美委員

19番委員、上村です。

16番から19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番から19番は関連で、不動産等を営む法人が所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、北区役所からおおむね500m以内の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地6筆で総転用面積4,998㎡に建売住宅17棟を建築するほか、道路、公園等を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金は土地取得費を含めた事業費全てを融資により賄う計画で、添付の融資証明書及び残高証明書により確認しております。

排水計画については、雨水は新設道路内に雨水浸透マンホールを設け、オーバーフロー分を市道側溝へ放流、また汚水、生活雑排水は新設道路内に下水道マンホール及び放流管を設け、公共下水道管に接続・放流する計画となっております。転用による周辺農地への影響も、被害防除対策により発生するおそれはないものと思われま。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、現在事前審査申出中です。工事期間は、許可日から令和8年3月31日までを予定されており、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま16番から19番までの関連案件について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、この案件については総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。  
この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第4号及び第5号議案は関連ですので、合わせて説明をします。

まず、第4号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書14ページをご確認ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書15ページの1番から17ページの15番までとなっており、熊本県農業公社への売渡しが5件、同じく熊本県農業公社からの買入れが10件、面積は15件合わせて、田4万4,402㎡、畑1万1,777㎡の合計5万6,179㎡となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借で、明細は議案書17ページの16番から32ページの120番までの105件となっております。契約期間別では6年未満が43件、10年以上が62件、面積は105件合わせて田28万4,229㎡、畑4万3,921㎡の合計32万8,150㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権。利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されております。

続きまして、第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書33ページの1番から4番までの4件となっております。なお、議案第4号及び第5号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますのでご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号、第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村が農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

この件について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

## 21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

1番と2番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

2番は、1番同様、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会に報告されております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、令和6年度事業報告について議題とします。

　　事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、左肩に第7号議案、令和6年度事業報告についてというのをお願いいたします。

　　まず、1ページでございます。第1、事業総括になります。1の農地等の利用の最適化の推進活動では、(1)担い手への農地利用の集積・集約化、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進などを

行ったところでございます。

続きまして、大きな2番、地域計画につきましては、皆様のご協力もいただきまして令和6年度中に全市43地区の策定が終了いたしております。

大きな3番、非農地判断の適正な実施では、非農地化の判断基準に基づきまして適正に実施し、関係部署に通知等を発出しております。

大きな4番、農地法及び農業経営基盤法及び機構法に関する法律の業務につきましては、法に基づきまして許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

次、2ページをお願いいたします。第2、事業概要ですが、2ページから4ページは総会関係の開催状況を記載しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。5ページは、地区委員会それから役員会の開催状況を記載しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは、農地法第3条、4条、5条、許可不要転用及び18条の許可申請や届出について実績を記載しております。

次に、7ページをお願いいたします。7ページから8ページの上段までにつきましては、農業経営基盤強化促進事業となっております、基盤法、それから機構法の法律に基づきまして、担い手への農地集積について、権利分の種別ごとに実績を記載しております。

また、8ページの(イ)につきましては農地移動適正化あっせん・譲受け等の候補者数を、(ウ)は各区の認定農業者の数を記載させていただいております。次に、(4)につきましては、農地中間管理事業は、担い手への集積を図った実績を記載しております。(5)は農業者年金の業務状況を記載しております。

続いて、飛びまして11ページをお願いいたします。大きな2番、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づきます農地等の利用の最適化の推進でございます。こちら(1)担い手への農地利用の集積・集約化、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進、(4)非農地化判断の適正な実施、(5)違反転用への適正な対応については、皆様のご協力をいただきながら適正に実施したところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。研修会等の参加につきましては、熊本県農業会議や我々のほうで実施させていただきました研修会を記載しているところでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。大きな3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務でございます。(1)調査業務につきましては、田畑売買価格等に関する調査をはじめとしまし

て、各種調査事業を実施しております。(2) 情報宣伝活動におきましては、ホームページを活用しまして農地の売買、貸し借り等の手続や総会の議事録等を掲載し、効果的な宣伝活動に取り組んだところでございます。また、全国農業新聞普及啓発も行ったところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページから18ページは、令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価になります。これは、これまで説明いたしました令和6年度の業務内容を熊本県に報告するための様式となっております、実績数値等を記載しているものでございます。

まず、14ページ、1、農業委員会の状況としましては、本市農業の概要、農業委員会の体制を令和6年4月1日現在で記載しております。

続きまして、15ページでございます。最適化活動の実施状況としまして、農地の利用集積としましては、令和6年度の目標及び実績を記載しております。令和6年度末の集積面積が累計で6,324.1ha、目標の集積率が61.1%に対しまして59.1%となっております。

次に、15ページ下段から16ページ中段までは、遊休農地の発生防止・解消としまして、緑区分、黄色区分、新規発生について令和6年度の目標及び実績を記載しております。令和6年度末の実績は、16ページ上段記載のとおりでございます。

次に、16ページ下段から17ページ上段までは、新規参入の促進としまして、令和6年度の目標及び実績を記載しております。令和6年度末の実績は、17ページ上段記載の新規参入者状況は、20経営体8haとなっております。農政部局と連携しまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、17ページ中段からは、最適化活動の活動目標としまして、活動の強化月間の設定、それから実績を記載しております。

最後に18ページ、新規参入相談会への参加としましては、令和6年度の新規就農の相談会にご出席いただいた内容を記載しているところでございます。

以上、第7号議案、令和6年度事業報告の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま令和6年度事業報告について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、第7号議案、令和6年度事業報告については、事務局の報告どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、第8号議案、令和7年度事業計画（案）についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、同じく左肩に第8号議案、令和7年度事業計画（案）についてをよろしく申し上げます。  
まず、1ページからご説明いたします。第1の事業方針でございますが、大きな1番、農地等の利用の最適化の推進では、地域計画における目標地区の精度向上並びに農地中間管理機構を活用した担い手への農地利用の集積・集約化のほか、遊休農地の発生防止・解消や新規参入の促進を推進してまいります。大きな2番、農地法等に基づいた法令業務につきましては、法令を遵守しまして迅速かつ適正な処理を行ってまいります。  
次に、2ページをお願いいたします。第2、事業概要になります。大きな1番の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でございますが、(1)の会議の開催から、4ページ(11)の研修会への参加まで適正な業務を執り行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。委員の皆様におかれましては、案件の現地調査や審議のほか地元での相談など、多種多様な業務につきまして、引き続きよろしくをお願いいたします。  
続きまして、5ページをお願いいたします。大きな2番、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。(1)担い手への農地利用の集積・集約化を図りますとともに、(2)遊休農地の発生防止・解消、(3)新規参入の促進について、今年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。  
続きまして、6ページをお願いいたします。大きな3番、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務につきましては、令和7年度も調査業務や情報宣伝活動、農業者年金業務等を積極的に執り行ってまいります。  
続きまして、7ページから9ページにつきましては、令和7年度の最適化活動の目標の設定等でございます。こちらは、本年4月の総会

にお諮りした内容と同様のものがございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、第8号議案、令和7年度事業計画（案）についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま令和7年度事業計画（案）について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認め、第8号議案、令和7年度事業計画（案）については、原案のとおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、次第5の報告事項。

事務局 　　では、議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

　　1番から8番までの合計73件となっております。件数のみを報告します。

　　以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がございましたが、この件について何かございませんか。

一　　同 　　なし。

議長 　　ないようですので、最後に事務局より参考資料の説明をお願いします。

事務局 　　表紙に参考資料という資料をお願いします。こちらは今年度の農業委員会業務を行う上での参考資料として作成したものです。簡単に内容を説明いたします。

　　1ページをご覧ください。こちらは令和7年度農業委員会事務局の予算でございます。主な項目のみ説明させていただきます。まず、上段の歳入予算ですが、一番上の県補助金は、熊本市農業委員会が行っている事業や委員さんの報酬などに対する県からの交付金になります。こちらに2,396万3,000円を計上しております。次に、下段の歳出予算ですが、一番上の人件費、これは職員の人件費になりますが、2億7,368万5,000円、続いて2行目の管理運営費、これは主

に委員さん方の報酬になります。4,776万7,000円を計上しております。以上、令和7年度の年間総予算といたしましては、歳入歳出とも3億3,578万9,000円となっています。予算については以上の説明です。

次に、2ページをご覧ください。こちらは毎年公表している熊本市賃借料情報です。既に熊本市のホームページにも掲載しておりますが、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の推進に関する法律に係る農用地利用集積等促進計画により報告された10a当たりの年額の賃借料を記載をしています。

次に、3ページをご覧ください。こちらは令和7年4月1日現在の農業委員会の組織図になります。

次に、4ページは農業委員さんの名簿、5ページと6ページは農地利用最適化推進委員さんの名簿となります。どちらも令和7年4月1日現在のものになります。

次に、7ページをご覧ください。こちらは事務局と分室の担当業務の事務分掌になります。

最後に、8ページには事務局及び分室の連絡先や職員名を記載しております。

以上で参考資料の説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局より参考資料について説明がございましたが、この件について何かございませんか。

一　同　　なし。

### 23番 牧野正治委員

先ほど役員会において、去年は研修がございました。今年度については研修するんならというような役員会でのげきがなされましたので、それで、時期を見て今年は開催をさせていただきたいと思っておりますので、それぞれ皆さん方お繰り合せ、ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま牧野副会長からも申されましたように、今年はまだ日時は決まっておられませんけれども、役員会三役に任せたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたします。

した。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これにて閉会いたします。

なお、次の総会は7月8日火曜日、場所は議会棟2階の予算決算委員会会室になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

閉 会 午後4時14分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年6月9日

議長 福原幸一

署名委員 徳永芳也

署名委員 東哲治

書記 横川智